平成２９年（フ）第４５３号
新潟市東区石山４丁目１番27号　ピュアーハイツＡ103号
債務者　市川　悦子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６９号
新潟市西区松海が丘３丁目２番６号
債務者　小宮　　司
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
金沢市伏見台３丁目２番20号　パレーシャル中島202号
債務者　藤江　悦子
法定代理人成年後見人　藤江　慶幸
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６１号
静岡県富士市厚原1991番地の１　ルーマ厚原Ａ―201号
債務者　日置　照代
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２１０４号
名古屋市緑区熊の前１丁目1104番地　ラビアンローズ徳重Ｃ棟102号、従前の住所名古屋市中区富士見町７番12号　センチュリー富士見1002号
債務者　西原　歩美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１８号
兵庫県宝塚市旭町３丁目１番13号　リヴィエール宝塚Ⅱ203号
債務者　岸田　孝則
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目12番６―401号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町加古1004番地の47　神戸鉄工中小企業協同組合３階20号
債務者　河上由紀夫
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８４号
奈良市朱雀１丁目11番地の13　エモンド高の原132号
債務者　亀石登美江（旧姓針尾）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９６２号
広島県東広島市八本松南６丁目７番17号
債務者　三枝　典史
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７９号
広島市南区東雲本町２丁目12番25―804号
債務者　紺屋　昭範
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
長崎県対馬市厳原町東里１番地９
債務者　川岡亜矢子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
宮崎市佐土原町下田島9067番地１
債務者　安藤　義正
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５号
宮崎県都城市年見町５街区９の２号　松尾アパート201
債務者　川内　博和
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第６号
宮崎県都城市一万城町29号42番地　サンコーポラス都城Ⅰ105
債務者　野瀬　賢二
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第７号
宮崎県都城市早水町20号１番地
債務者　蛯原　　翼
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８号
宮崎県都城市都島町1320番地の１
債務者　大塚　　貴
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第９号
宮崎県都城市都島町1320番地の１
債務者　大塚　奈緒
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部